

国住指第 4511 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件等の改正について
(技術的助言)

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1426 号。以下「第 1426 号告示」という。）の全部を改正する件は、平成 29 年 3 月 29 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。また、これに伴い、同改正告示の附則において、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1427 号。以下「第 1427 号告示」という。）の一部を改正することとした。

については、改正後の遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 247 号。以下「新告示」という。）及び第 1427 号告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

遊戯施設の客席部分におけるシートベルト等の身体保持装置については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条第 1 項第 3 号イの規定に基づき、第 1426 号告示において、平成 12 年建設省告示第 1419 号（以下「第 1419 号告示」という。）別表第 1 及び別表第 2 に規定する遊戯施設の種類、定常走行速度及び勾配等の区分に応じて例示仕様を定めていたが、近年の多様な遊戯施設の開発等により、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生ずるものによる事

故が発生している。

こうした状況を鑑み、加速度に応じた適切な身体保持装置の基準が求められているところであり、今般、遊戯施設の身体保持装置に係る基準の見直しを図ることとした。

また、遊戯施設の非常止め装置については、令第144条第1項第5号の規定に基づき、第1427号告示において設置条件等を定めているが、今般の身体保持装置に係る基準の見直しに伴い、非常止め装置も含め一体として安全確保の検証を行う必要があることから、大臣認定が必要となる対象範囲について、整合を図ることとした。

1. 第1426号告示の改正の概要

(1) 加速度に応じた客席部分の構造方法の規定について（第1第1項関係）

第1419号告示別表の区分に係わらず、客席部分に生ずる各方向の加速度に応じて、下記のとおり身体保持装置に必要とされる性能を規定することとした。ここでいう加速度とは、継続時間が0.2秒以上であるものをいう。

なお、第1419号告示別表第1（四）項及び別表第2（四）項に規定する遊戯施設については、通常、側壁等により落下防止対策を行うものであることから、従来と同等の規定とした。

① 前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度による規定

客席部分に生ずる前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度が、新告示の別図で定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内である場合、その加速度領域に応じて、身体保持装置に必要とされる性能を規定した。なお、別図注5）のとおり、加速度が領域間の境界線上にある場合は、そのうち最も大きい領域の規定を適用する。

また、加速度領域三を超える場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

② 横（Y軸）方向の加速度による規定

客席部分に生ずる横（Y軸）方向の加速度の最大値が、3（単位 m/s^2 。以下同じ。）以上12未満の範囲内である場合、上記①により必要とされる身体保持装置の性能に加え、その加速度の大きさに応じた横滑り防止対策の規定を付加した。

加速度の最大値が12以上となる場合は、法に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

(2) 前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度における客席部分の構造方法について（第1第2項及び第7項関係）

加速度領域一又は加速度領域二に該当する場合、乗客の身体を保持するものとして、シートベルト又は安全バー等の身体保持装置の設置を求めることとした。

当該装置については解除等を行うために意図的な操作が必要であることや装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造等を求めており、意図的な動作がなければ乗客が客席部分から立ち上がることができないことを求めるものである。なお、加速度領域一に該当し、かつ、客席部分に側壁等の設置により落下防止対策を行った場合は、身体保持装置の設置を不要とした。

加速度領域三に該当する場合には、加速度領域一又は加速度領域二に該当する場合の性能に加えて、身体保持装置の固定位置が複数箇所設けられ、乗客の体格に合わせ、固定位置を調整できる機能（以下「固定位置調整機能」という。）を求めることとした。

(3) 横（Y軸）方向の加速度における客席部分の構造方法について（第1第3項関係）

横（Y軸）方向の加速度が3以上12未満の場合は、乗客の横滑り防止のために、身体保持装置を乗客毎に個別に設ける（以下「個別設置」という。）こととした。ただし、座席に突起を設ける等の横滑りを抑制するための措置（以下「横滑り防止対策」という。）を行った場合はこの限りでない。また、横（Y軸）方向の加速度が5以上12未満の場合については、乗客の上半体が遠心力により振れることにより客席部分の側面等に衝突するおそれがあることから、緩衝材その他の上半体を保護する部材を設ける（以下「危害防止対策」という。）こととした。

(4) 落下防止のための客席部分の構造方法について（第1第4項関係）

上記（2）及び（3）のほか、乗客の落下防止の観点から、座席面の最高部の高さ（地盤面等からの高さをいう。）が2mを超える場合は、固定位置調整機能を求めることとした。

また、座席の傾斜角度が45度以上傾斜する場合においても、固定位置調整機能のほか、個別設置及び乗客が解除等を行うことができないよう運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする（以下「解除防止機能」という。）こととした。

(5) 手すり等の設置について（第1第5項、第7項関係）

客席部分には身体保持装置の設置に加え、手すりその他の客席部分にいる人が自らの身体を支えることができる設備（以下「手すり等」という。）を設けることとした。ここでいう手すり等とは、握り棒やグリップ等を含むものとし、身体保持装置が当該手すり等を兼ねることを可能とする。

なお、加速度領域一に該当し、かつ、客席部分に側壁等の設置により落下防止対策を行い、身体保持装置の設置を不要とした場合については、手すり等の設置は不要とした。

2. 第 1427 号告示の改正の概要

遊戯施設の非常止め装置における、第 1427 号告示で定める例示仕様の適用については、第 1419 号告示別表第 1（（四）項を除く。）及び別表第 2（（四）項を除く。）に該当する遊戯施設のうち、客席部分に生ずる前後（X 軸）方向及び上下（Z 軸）方向の加速度による加速度領域一から加速度領域三までの範囲内である場合で、かつ、横（Y 軸）方向の加速度の最大値が 12 未満であるものに限ることとし、それ以外の非常止め装置については、建築基準法に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

なお、第 1419 号告示別表第 1（四）項及び別表第 2（四）項に規定する遊戯施設については、従来と取扱いが変わるところはない。

第 2 運用上の留意事項

1. 建築確認審査について

建築確認審査に際しては、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条第 1 項の表 2（六）項の「遊戯施設の仕様書」の項に規定する「遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項」に基づき、客席部分における各方向の設計加速度を客席部分の仕様書に明示させることにより、新告示の規定への適合について確認すること。具体的には、前後（X 軸）方向、上下（Z 軸）方向、横（Y 軸）方向のそれぞれの軸における設計加速度値並びに前後（X 軸）方向及び上下（Z 軸）方向の設計加速度値による加速度領域を記載させること。なお、加速度の方向については、客席部分の座席面を基準とした方向で取り扱う等、当該設計加速度の設定に当たっての前提条件は、別紙の「遊戯施設の客席部分に生ずる加速度の計測要綱」に準拠して設定されている必要がある。

また、各方向の設計加速度に応じて、新告示に定める身体保持装置の要求性能（固定位置調整機能、個別設置、横滑り防止対策、危害防止対策等）に適合していることを、構造詳細図又は仕様書等により確認すること。

2. 完了検査について

完了検査に際しては、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）第 3 第 3 項第 2 号に基づき、簡易な計測機器等による測定により、確認申請図書における設計加速度との整合を確かめることとする。なお、測定に当たっては、事業者が行うことで差し支えないが、できる限り測定に立ち会うことが望ましい。

また、加速度の計測機器や計測方法については、別紙の「遊戯施設の客席部分に生ずる加速度の測定要綱」によるものとし、計測条件や計測結果を当該要綱上の様式に記載させた上で、確認を行うこと。

3. 定期検査等について

毎回の法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 3 項及び第 4 項に規定する定期検査等（以下「定期検査等」という。）に際しては、加速度の計測までは求めないこととする。なお、従前の加速度と計測条件が変わる場合においては、再度、加速度の計測を行い、加速度領域等の変更が生じていないことを法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 5 項の報告等により新告示の規定に適合していることを確かめること。

4. 既存の遊戯施設について

既存の遊戯施設については、所有者に対し、過去の測定記録の確認や改めて測定を行う等の対応により、現状の加速度を把握し、新告示に定める身体保持装置の要求性能への適合の可否の確認に努めるよう周知されたい。

新告示については、建築基準法上遡及を求めるものではないが、適合しないものにあつては、新たな身体保持装置の追加や速度調整等の安全対策を行うよう促すこと。なお、加速度領域三を超える場合の安全対策については、当職まで相談されたい。

また、安全対策が行われるまでの間、所有者が新告示に適合しないことにより生じるリスク等を把握し、身体保持装置の作動確認の徹底等について運行担当者向けマニュアルに明示するとともに、研修、訓練等の実施により、当該マニュアルについて周知徹底を図る等、事故発生の防止に向けた取組を行うよう指導すること。

5. 身体保持装置について

(1) シートベルトの取扱いについて（第 1 第 2 項第 1 号関係）

身体保持装置にシートベルトを使用する場合、新告示では上記第 1 の 1. (2) のとおり、解除等のために「意図的な操作を必要とする構造であること」を求めており、確実に作動させる観点から、車用のシートベルト等に使用されている押しボタン式バックルのシートベルトが望ましい。なお、シートベルトの余りの部分を持ち上げるだけでシートベルトが緩む構造のバックルを使用しているものについては、ベルト通しを設ける等の対応を施したものを除き、乗客が無意識に触れて解除されるおそれがあることから、新告示の規定に適合する身体保持装置とはいえない。

また、使用するシートベルトの許容引張力については、当該シートベルトの引張強さを第 1419 号告示第 4 第 3 項に規定する客席部分の安全率で除した数値を許容引張力とすること。

(2) 固定位置調整機能について（第 1 第 2 項第 2 号関係）

複数人の身体を安全バー等で保持する場合、当該身体保持装置が固定位置調整

機能を有していても、体型の違う乗客が並んで乗車する際に隙間が生じることにより、十分な性能が確保できない可能性がある。このため、運転者又は運転補助者により適切な乗客の配置及び装着の際の状況確認を徹底する等、適切な運行管理を行うこと。適切に隙間が調整できない場合には、安全バー等に付加して個別シートベルトの設置等の対策を行うこと。

(3) 横滑り防止対策について（第1第3項関係）

横（Y軸）方向の加速度に対する乗客の横滑り防止対策については、座席に突起を設ける等の措置のほか、乗客間の隔壁、滑り止めシート、着座部をくぼませた座席構造にする等の対策があることから、客席部分の構造に応じて適切な措置を選択すること。

なお、滑り止めシートを使用する場合には、運用する前に十分に機能を満たすことを確認するとともに、定期検査等の際に、劣化状況に留意すること。

(4) 乗客が任意に加速度を変更できる遊戯施設の取扱い（第1第1項関係）

第1419号告示別表第2（二）項に規定するコーヒーカップ等、乗客が任意に加速度を変えられることができる遊戯施設については、理論上又は実測上の最大加速度により判断し、身体保持装置に必要とされる性能を満たすこと。